

参議院選挙における合区の解消について

中国部会提出
説明担当 大田市

日本国憲法が公布されて以来、今日に至るまで70年間、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を届ける役割を果たしてきた。

こうした中、昨年の中選挙区制による参議院議員通常選挙では「鳥取県及び島根県」並びに「徳島県及び高知県」の各選挙区が合区され、都道府県ごとに集約された地方の意見を、参議院を通じて国政に届けられなくなるという結果をもたらしたことは、非常に大きな問題である。

また、危惧されたとおり投票率の低下や自県を代表する議員が出せないなど、合区を起因とした弊害が顕在化しており、合区解消を求める声が一段と大きなものとなっている。

地方創生・人口減少問題など我が国が直面する課題を乗り越え、この国のあり方を考えていく上でも、参議院の選挙制度は、多様な地方の意見が国政にしっかりと反映される仕組みとすべきである。

今回の合区による選挙は、あくまで緊急避難措置であり、公職選挙法の附則第7条に選挙制度の抜本的な見直しが規定されていることを踏まえ、合区を早急に解消し、都道府県の代表が国政に参加することが可能な選挙制度を構築するよう強く要望する。